

2018年
4月号
No.430

広報
くろたき



3月15日(木) 黒滝中学校卒業式

□主な内容

P 2～P 5 …平成30年度予算

P 6～P 7 …議会だより

P 8～P 10…村の話題

P 10～P 15 …お知らせ

P 16～P 19 …村職員給与

P 20…健康づくり情報



平成30年度予算 主要施策の説明

昨年5月より改めて村政を担わせていただき、新たにこの黒滝村を設計していくに当たり、本年は正に村の課題、問題に正面から立ち向い、村に活力を取り戻し、村のさらなる発展のために「全身全霊」で取り組んでまいるべき年であると認識しております。

そのために、昨年5月に村が策定した黒滝村総合計画の基本構想に掲げる村の将来像を見据え、私の公約でメインスローガンとして「未来につながる新しい村づくり」、サブスローガンに、く住民参加で活力ある村にく掲げ、その実現にむけて総合計画の基本施策に掲げられた施策とマッチするところを重点施策と位置付け、職員と一緒に知恵を出し合い、今年度から3ヶ年にわたる総合計画実施計画をまとめ、連携して一貫性を保持すべき予算編成に努めました。

▼防災対策等

災害に強い村づくりを進めるためには、主防災力や地域防災力の向上は、欠くことのできない重要な要素であります。今年度においても自治総合センターコミュニティ助成事業の採択を期したうえで、自主防災組織対策支援事業費を盛り込むとともに、消費期限を迎える災害用非常食を改めて配分するための経費を計上致しました。また、各地域内のLED防犯灯設置等事業費補助事業が3年目を迎え事業最終年度となるため、応分の

対象経費を計上しておりますので、各地域の積極的な活用を期待します。

平常時は行政サービスの拠点施設として、非常時の防災拠点施設として最重要施設となる村役場庁舎は、昭和53年建築以来40年を経過し老朽化は余儀なく、所要の改修費を計上し、まずは屋根、外壁等を改修して長寿命化を図ります。そして、今後屋内設備の再構築計画を検討し、拠点施設としての最適化と機能保全に徹していく必要があると認識しております。

▼交通対策

村ふれあいバスの運行経費や奈良交通バス路線の存続のための経費を、引き続き計上致しました。また、南奈良総合医療センターをはじめとする医療機関への交通弱者対策として、タクシー利用助成制度事業も引き続き計上致しましたので、村民の皆さまの積極的な活用を期待します。

▼インフラ整備

村民生活や地域社会の経済活動を支える道路網につきまして、県道赤滝五條線の道路拡幅に向けて、奈良県による早期取組みに感謝しつつ、用地交渉等村として協力すべき行動も同様に推進し、一日も早い実現をめざしてまいります。洞川下市線の改良に向けても、隣接する下市町、天川村との連携をさらに強化し、早期の整備実現に努めてまいります。

各区からの要望に對しましては、村道の排水路改修や緊急維持、舗装補修工事、河川改修等も緊急度の高いものを優先して応分の予算を計上致しておりますので、ご理解賜りたく存じ上げます。

▼生活環境整備

より安全に効率よく衛生的なごみ処理ができますように、ゴミ収集車両を3トン車両に大型化するための経費を計上致しました。簡易水道事業につきましては、赤滝地区簡易水道施設取水の改良工事費をはじめ所要の経費を計上致し、下水道事業につきましても安全、快適に利用していただくための諸経費や、新たな合併浄化槽設置工事費等の事業費を計上致しております。

▼健康・福祉対策

今年度も恒例の「健康ふれあい祭り」の事業費を計上致しましたので、村民の皆さまが一堂に会し、楽しい一日を有意義に過ごしていただけたら幸いです。

また、「元氣ふれあい活動奨励制度」、いわゆる「ポイント制度」についても応分の奨励金を計上致しておりますので、健康な身体のもと元氣で活発な生活を営んでいただけるためのきっかけとなつてもらえますこと、そしてさらなる健康、維持増進につながればと願うものであります。

地域福祉の重点施策としましても、こども

医療費の助成や第三子に対する児童養育手当等を継続するとともに、高齢者の皆さまが住み慣れた地域で生活できますよう、また介護する家族を支える施策の推進に向けて、村社会福祉協議会への負担金を増額致し、より充実した地域包括ケアシステムの実現をめざしてまいります。

障がいのある方への福祉施策につきましては、引き続きご支援できますよう応分の経費を計上させていただきますので、今後さらに社会参加等につなげていきますことを心より祈念致します。

▼医療対策

健康診断や予防医療の観点に立った身近な地域医療機関として、補助金を活用して解析付心電計の更新事業費やレントゲン画像診断装置の更新経費を計上し、医療設備の最適化に努めてまいります。南奈良総合医療センター等関係機関との病診連携など効率的な治療を行い、村民の暮らしを支える医療体制の維持・確保が一層図られますことを願うものがあります。

▼産業振興・移住定住・観光振興対策

森林資源の再生をめざし、補助事業を活用した林道新設改良事業の継続に加え、森林台帳を電子化するための経費や施業放置林対策費を計上し、きめ細やかな補助助成事業等も継続しつつ、森林組合等関係機関と一層連携を図って積極的に取り組みます。そして、地域にとけ込み、もはや地域を支える要といえる作業班員や地域おこし協力隊の皆さんの、より一層のご活躍を期待します。

有害鳥獣対策につきましては、小型獣捕獲檻の新規購入費を盛り込むとともに、引き続き駆除や防護施設設置事業等の諸経費を計上致しました。

農作物の生産、加工、販売等村の6次産業化に向けた地域の季節野菜等の商品開発の取組につきましては、地方創生推進交付金を積極的に活用し、地域資源の新たな掘り起し、地域経済の活性化を図るための施策を講じてまいります。

移住定住促進施策としては、補助事業を活用して移住定住者等の住宅確保に資するための事業費をはじめ、

所要の経費を盛り込みました。

村の観光施設「黒滝・森物語村」「道の駅吉野路黒滝総合案内センター」、「御吉野の湯」並びに「きららの森・赤岩」について、指定管理者である株式会社黒滝森物語村の斬新な経営戦略のもと、全施設を通じて盛況で極めて良好な経営状況を目の当たりにするのができ、殊に「道の駅総合案内センター」が「平成29年度モデル道の駅」として国土交通省より認定を受けたこともあり、同センターのトイレ改修のための予算を計上致しました。

また、村内外の皆さまの憩い・交流の拠点として、ますます多くの人々が訪れる施設運営をめざして取り組むべく、所要の指定管理料を計上致しました。村の観光主要施設等の再生、機能強化が一層図られ、社会貢献をはじめとする村への還元がなされますことを強く期待致します。

▼保育、教育の取組

村の保育の拠点施設である「黒滝こども園」の運営について、お子さまを安心してあずけていただけますよう、スタッフ一同きめ細やかな保

育、指導に勤しみ、保育料等につきましては、国の基準に対して村独自の軽減措置を継続しますので、是非積極的なご利用をお願いします。

未来を築くこどもたちの健全な育成は、私自身も村全体で取り組むべき最重要課題であると認識しており、給食費や社会見学、修学旅行費の無償化制度を継続し、修学奨励貸付金制度も同様に継続するとともに、ふるさと応援基金を活用して10人乗りのスクールバスを購入するための予算を計上致しました。今後とも先生方のきめ細やかなご指導のもと、未来を担う村のこどもたちが健やかに成長してくれることを、心より願うものであります。

以上、限られた予算をでき得る限り有効に、この村の新生に向けて最善を尽くす覚悟でございますので、村民の皆さまにおかれましては、より一層のご理解ご協力方、切にお願い申し上げます。

黒滝村長 辻村 源四郎

民生費	1億9075万円 (△3.4%)
住民の安定した社会生活を保障するための経費で、人権啓発予算、福祉関連予算もここに含まれます。	
・社会福祉協議会負担金	1250万円
・老人福祉施設（美吉野園）整備費補助金	661万円
・養護老人ホームへの入所措置費	1710万円
・障害者にかかる支援事業費	1556万円
・国民健康保険特別会計事業勘定への繰入金	891万円
・国民健康保険特別会計直診勘定への繰入金	2521万円
・介護保険特別会計への繰入金	2916万円
・後期高齢者医療保険への支援金	1565万円
・後期高齢者医療特別会計への繰入金	835万円
・中学生以下児童手当支給費	403万円
・村単児童養育手当（中学生までの第3子以降対象）	25万円
・学童保育費	33万円
・弔慰金	34万円
・人権・同和対策費	85万円
・高齢者ポイント制度	20万円
・緊急通報体制支援システム事業業務委託料	110万円

衛生費	1億6048万円 (+10.7%)
住民が健康で良好な生活を送るための経費で、住民の健康管理や病気の予防対策、ごみの処理、し尿の収集処理・管理にかかる経費です。	
・南和広域医療企業団負担金	2175万円
・妊婦・乳幼児・がん検診等委託費	150万円
・健康診査委託料	126万円
・清掃運搬塵芥車購入費	1000万円
・南和広域衛生組合負担金	1255万円
・さくら広域環境衛生組合負担金	1514万円
・し尿処理委託料	612万円
・し尿収集運搬委託料	90万円
・河川及び道路清掃作業委託料	200万円

労働費	224万円 (△1.1%)
山林労働者をはじめとする労働者退職共済制度等に関する経費です。	

農林水産業費	1億3884万円 (+23.5%)
農業や林業、水産業の振興に益する経費です。	
・有害鳥獣捕獲防除対策費等	140万円
・特産品加工用野菜生産奨励金	27万円
・森林GIS導入業務委託料	202万円
・施業放置林整備解消関連委託料	228万円
・美しい森づくり基盤整備事業補助金	2519万円
・ヘリポート管理補助金	30万円
・地域林業戦略推進事業補助金	200万円
・村産材生産促進事業補助金	660万円
・村木材産業活性化事業補助金	200万円
・村民有林間伐促進事業補助金	300万円
・森林組合活性化事業補助金	250万円
・集落周辺環境整備事業補助金	500万円
・黒滝銘木組合補助金	20万円
・林業担い手育成強化事業補助金	420万円
・森林組合育成助成金	300万円
・木材産業等担い手確保対策事業助成金	30万円
・地域おこし協力隊事業	1200万円
・林道新設事業費等（維持費含む）	4451万円
・漁業組合補助金	120万円

商工費	5125万円 (+26.3%)
地場産業の振興や、観光振興に使われる経費です。	
・村商工会補助金	370万円
・観光施設管理運営指定管理料	1100万円
・黒滝村観光協会補助金	70万円
・道の駅トイレ改修工事	1000万円

土木費	8103万円 (△26.4%)
道路や河川、住環境の整備に使われる経費です。	
・道路新設改良事業（維持費含む）	4367万円
・河川管理費	320万円
・住宅管理費	314万円
・地籍調査費	1077万円

消防費	6469万円 (△49.3%)
消防だけではなく、水害や地震をはじめとするあらゆる災害に対する経費です。	
・消防団員報酬	149万円
・消防分団活動費	73万円
・消防水利施設新設改修費	250万円
・県広域消防組合負担金	3458万円
・J-ALERT改修費	335万円
・自主防災組織対策支援事業補助金	320万円

教育費	1億6644万円 (+11.3%)
教育委員会事務局費、こども園費、小・中学校費、人権教育費、社会教育費、保健体育費、給食センター等にかかる経費です。	
・入学祝金	25万円
・高等学校自宅通学者補助金	130万円
・修学奨励貸付金	72万円
・修学旅行等補助金	173万円
・スクールバス運行委託料	579万円
・スクールバス購入費	490万円
・こども園遊戯室電灯改修	68万円
・村人権教育推進協議会補助金	85万円

災害復旧費	3万円 (±0.0%)
災害の復旧に関する経費です。	

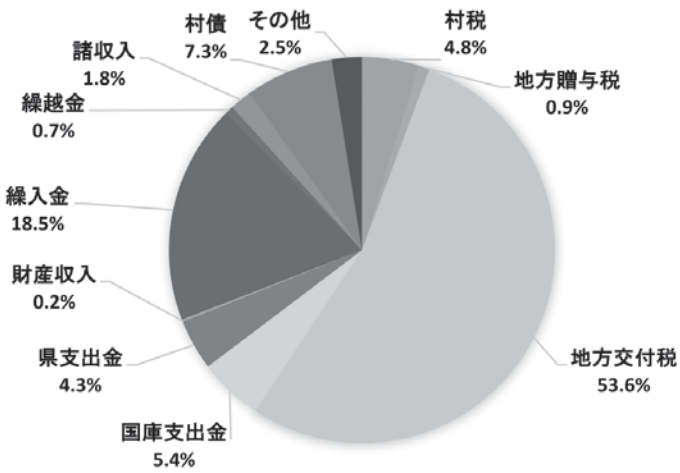
公債費	1億1541万円 (+5.9%)
村の借金の返済金です。借入にかかる利子も含まれます。	

諸支出金	1万円 (±0.0%)
地方自治法のいずれの目的にもあてはまらないものです。	

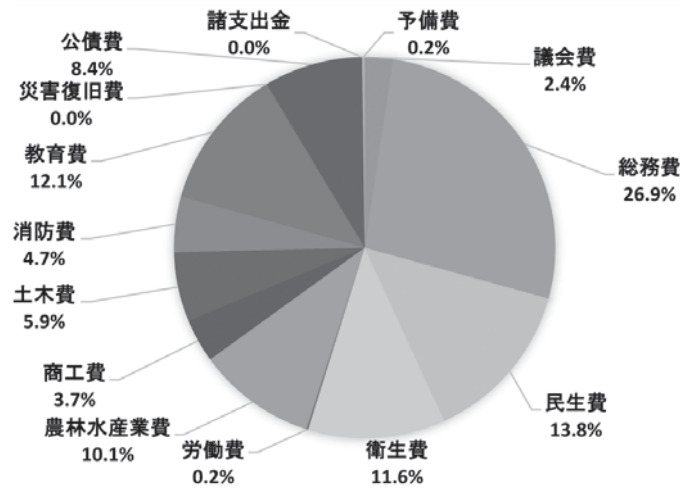
予備費	300万円 (±0.0%)
1年間の実際の予算執行と見積とは違いが出てくる事があり、これらの充当のため計上されています。	

【平成30年度】黒滝村一般会計 13億7800万円

一般会計歳入



一般会計歳出



◇◇◇◇◇ 予算の使い道 平成30年度の主な事業 ◇◇◇◇◇ (前年度増減率)

議会費	3291万円 (△0.7%)	・通院タクシー利用料助成金	150万円
議会議員の報酬や議会運営をしていくための経費です。		・村有林整備費用	300万円
総務費	3億7092万円 (+21.9%)	・各種基金積立金	277万円
全体的な管理事務や企画、徴税事務、戸籍、住民基本台帳事務、選挙事務、統計調査事務、村有財産の管理など幅広い経費です。		・役場庁舎改修費	3080万円
・自治会活動傷害保険料	20万円	・地域おこし協力隊事業費	799万円
・ふれあいバス運行委託料	905万円	・サマーフェスティバル補助金	100万円
・地域公共交通確保維持対策負担金	169万円	・村地域活性化推進事業補助金	80万円
・村広報作成費	169万円	・イベント実施補助金	305万円
・LED防犯灯設置等事業費補助金	395万円	・交通安全対策費	61万円
		・電子計算費	6808万円
		・情報通信費	220万円
		・若者定住支援金	129万円
		・空き家再生等推進事業補助金	2000万円

議会

議会活動状況

3月

- 5日 ● 第1回議会定例会
正副議長、常任委員長打合せ
- 8日 ● 社会福祉協議会役員会
- 9日 ● 第1回議会定例会 開会
総務厚生常任委員会
経済建設常任委員会
- 12日 ● 平成30年度予算審査特別委員会
(13日)
- 13日 ● 黒滝村交通安全対策協議会
- 14日 ● 奈良県町村議会議長会定期総会
- 15日 ● 黒滝中学校第71回卒業証書授与式
- 奈良県人権教育推進協議会
理事会
- 16日 ● 第1回議会定例会 再開
一般質問
- 19日 ● 黒滝こども園平成29年度修了証書授与式
- 22日 ● 黒滝小学校第30回卒業証書授与式
- 27日 ● 例月出納検査
- 28日 ● 区長会

第1回議会定例会

平成30年第1回議会定例会が3月9日(金)～16日(金)にかけて開催されました。

【一般質問】

・旧中学校の改修について

(脇坂議員)

・林業施策について (九鬼議員)

・空き家対策について(九鬼議員)

【人事案件】

● 議案第1号 黒滝村副村長の選任同意について (同意)

● 議案第2号 黒滝村教育委員会の教育長の任命同意について (同意)

【規約変更】

● 議案第3号 さくら広域環境衛生組合規約の変更について (可決)

【条例制定】

● 議案第4号 たるまるの里交流センター条例について (継続審議)

● 議案第5号 黒滝村中央公民館基金条例を廃止する条例について (可決)

● 議案第6号 黒滝村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営

の基準等に関する条例について (可決)

【条例改正】

● 議案第7号 黒滝村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (可決)

● 議案第8号 黒滝村ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について (可決)

● 議案第9号 黒滝村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について (可決)

● 議案第10号 黒滝村心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について (可決)

● 議案第11号 黒滝村国民健康保険条例の一部を改正する条例について (可決)

● 議案第12号 黒滝村介護保険条例の一部を改正する条例について (可決)

● 議案第13号 黒滝村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について (可決)

● 議案第14号 黒滝村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例について (可決)

● 議案第15号 黒滝村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例について (可決)

● 議案第16号 黒滝村営住宅設置条例の一部を改正する条例について (可決)

● 議案第17号 平成29年度黒滝村一般会計補正予算(第7号)について (可決)

● 議案第18号 平成29年度黒滝村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について (可決)

● 議案第19号 平成29年度黒滝村介護保険特別会計補正予算(第2号)について (可決)

● 議案第20号 平成29年度黒滝村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について (可決)

● 議案第21号 平成29年度黒滝村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について (可決)

● 議案第22号 平成29年度黒滝村

備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について (可決)

【補正予算】

● 議案第15号 黒滝村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例について (可決)

● 議案第16号 黒滝村営住宅設置条例の一部を改正する条例について (可決)

● 議案第17号 平成29年度黒滝村一般会計補正予算(第7号)について (可決)

● 議案第18号 平成29年度黒滝村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について (可決)

● 議案第19号 平成29年度黒滝村介護保険特別会計補正予算(第2号)について (可決)

● 議案第20号 平成29年度黒滝村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について (可決)

● 議案第21号 平成29年度黒滝村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について (可決)

● 議案第22号 平成29年度黒滝村

下水道事業特別会計補正予算(第3号)について (可決)

【当初予算】

● 議案第23号 平成30年度黒滝村一般会計予算について (可決)

● 議案第24号 平成30年度黒滝村国民健康保険事業特別会計予算について (可決)

● 議案第25号 平成30年度黒滝村介護保険特別会計予算について (可決)

● 議案第26号 平成30年度黒滝村後期高齢者医療特別会計予算について (可決)

● 議案第27号 平成30年度黒滝村簡易水道事業特別会計予算について (可決)

● 議案第28号 平成30年度黒滝村下水道事業特別会計予算について (可決)

【その他】

● 議案第29号 黒滝村辺地総合整備計画の変更について (可決)

副村長就任

上浦 豊 氏

このたび、4月1日付けで副村長に就任しました上浦豊です。副村長として辻村村長を補佐し、議会や関係団体等の皆さまと連携を図りながら、村政発展のため誠心誠意努めてまいります。村民の皆さまのご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



教育長再任

水口 善造 氏

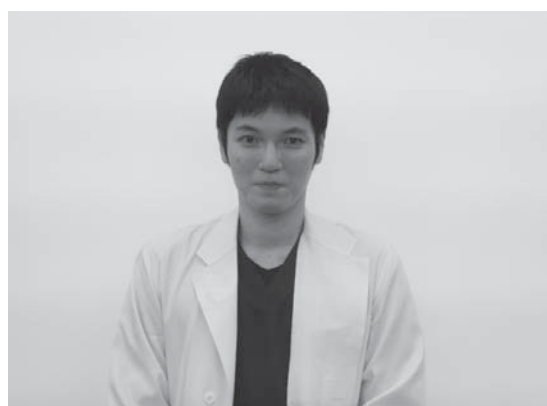
引き続き教育長に就任しました水口善造です。学校教育の充実をはじめ、生涯学習・社会教育などに必要な教育環境の施設・整備の促進に努めてまいります。今後とも教育委員会との事業をご理解のうえ、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



診療所 所長就任

福島 功士 氏

2年間、本村診療所医師として村民の健康保持にご尽力いただきました岩井紗希医師に代わり、4月から福島功士医師が赴任されることになりました。福島医師におかれましては、地域に早く馴染まれ、村民から身近に感じられるような診療を期待しております。



人事異動

【退職】（3月31日付）

北村 眞理 （議会事務局長）

兼子 明子（保健福祉課保健師）

東 隆明 （総務課主事補）

岩井 紗希

（診療所所長・派遣任期満了）

中山 善隆

（林業建設課主幹・派遣任期満了）

※4月1日付、村職員の異動は次

号で掲載します。

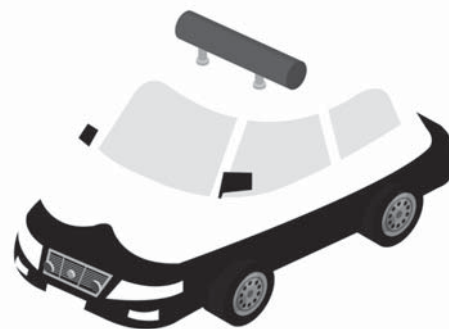


春の交通安全県民運動

交通マナーのより一層の向上にご協力をお願いします。

運動期間

4月6日（金）～15日（日）



村の話

市町村対抗

子ども駅伝大会

タイムトライアル レースに出場



3月3日（土）第13回市町村対抗子ども駅伝大会が榎原運動公園コースで開催され、県内市町村39チーム、黒滝村からは黒滝小学校の5年生1名、6年生1名が参加し、タイムトライアルレース（約1.5km）に出場しました。

当日は、暖かな陽気に包まれた少し汗ばむような天候の中、激しく競り合いながらも自分のペースをしっかりと守り、練習の成果を十分発揮することができました。



撮影・白石隊員

地域おこし協力隊の部屋 Vol.17

今月のテーマ

第2回黒滝村地域おこし協力隊活動報告会 ご報告

先月3月17日（土）に私ども地域おこし協力隊の活動報告会を開催させていただきました。30名以上の村民の方々にお集まりいただき、本当に感謝です。昨年みんなで育てた協力隊米もみなさまにふるまいでき、とても嬉しかったです。貴重なご意見、励ましのお言葉を頂き本当にありがとうございます。樋口さんの任期満了を受け、今年度から協力隊6名でがんばりますので、引き続き暖かく見守っていただけましたら幸いです。

（協力隊一同）

今春からKCNと他地域の協力隊とのコラボ企画がスタートします。

021chの「タウンチャンネル」で、奥大和の自治体PRを目的とした時間枠「ぐっと奥大和」が開始され、そこでの黒滝村PR放送の制作を白石が担当しています。簡易的な村のPRムービーではございますが、4月から放送開始予定です。

村内ではCATVのセットボッ

クス（有料）にご加入のご家庭でしかご視聴できませんが、頑張つて黒滝村を奈良県のみなさまにPRしていきますので、応援よろしくをお願いします。ご意見ご感想などございましたらお気軽に kurotakimuralover@yahoo.co.jp までお伝えください。 （白石）

◆村内で視聴の場合
021chの「タウンチャンネル」※CATVセットボックスの契約者のみ

・毎日 午前4時45分
午後4時45分
10時45分
10時45分

◆村外で視聴の場合
地上12chの「スポーツ&カルチャー」

・毎週 月曜日 午後8時45分
（「スポーツ&カルチャー」は黒滝村内では放映されていません。）

15分間の時間内に黒滝村、上北山村、下北山村、東吉野村などの奥大和のPR放送が放映されます。お楽しみに!!

台湾花蓮地震へのお見舞

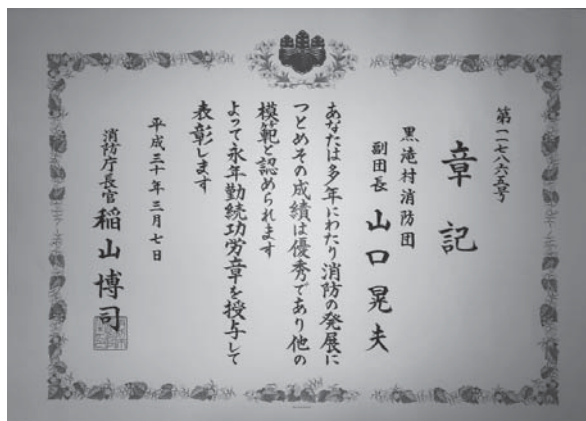
2月22日（木）、辻村村長が台北駐大阪経済文化弁事処を訪問し、先の台湾花蓮地震について、見舞いを申し上げるとともに復興義援金を陳 訓養総領事に手渡ししました。高層ビルが倒壊するなど、大きな被害が出た今回の地震ですが、被災された方々の一刻も早い復興をお祈り申し上げます。



消防功労者

消防庁長官永年勤続功労章受賞

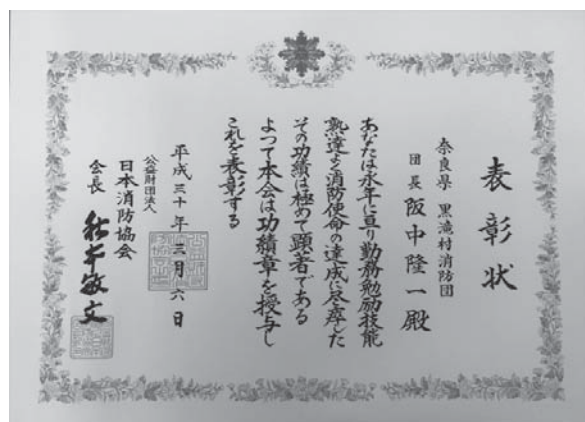
積極的な消防団活動により地域の安心安全の確保に寄与した功績が認められ、当村消防団山口晃夫 副団長が消防功労者消防庁長官永年勤続功労章を受章されました。今後とも益々のご活躍を期待しています。



日本消防協会

功績章受賞

積極的な消防団活動により地域の安心安全の確保に寄与した功績が認められ、当村消防団阪中隆一 団長が日本消防協会功績章を受章されました。今後とも益々のご活躍を期待しています。



誠心会総会

◆日時 4月26日（木）

午前10時～

◆場所 黒滝村農林

トレーニングセンター

※詳細は回覧板をご覧ください。

◆お問合せ先 社会福祉協議会

☎62・2850

ふれあいバスの公民館での乗降車について

平成30年4月2日（月）より、公民館機能が旧黒滝中学校（堂原）へ移転します。それに伴い、ふれあいバスの旧黒滝中学校への乗り入れを開始します。

旧中学校（堂原）にて降車を希望される方は、乗車時に旧中学校（堂原）で降車する旨を運転手へお伝えください。運行状況により、発着時刻がずれる場合がありますので、時間には余裕をもってご利用ください。

◆お問合せ先 企画政策課

ふるさと納税 チョコくろたん グッズ 取り扱いを開始

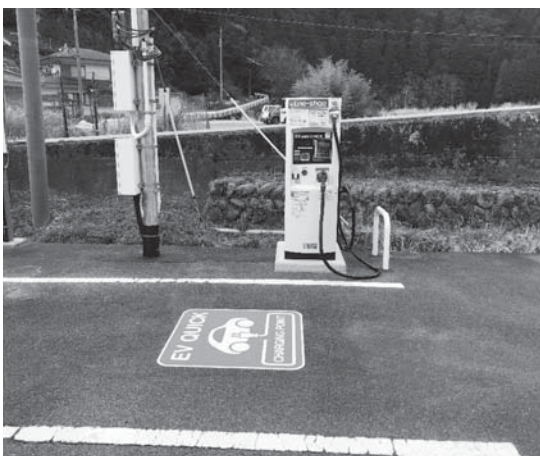
4月2日（月）より、ふるさと納税の返礼品にて「チョコくろたん」のグッズの取り扱いを開始します。返礼品は、日常で使えるAセット（マスコット、マグカップ、トートバッグ）と事務などで使いやすいBセット（マスキングテープ大・小、クリアファイル大・小、てぬぐい、タオルハンカチ）の2パターン。10,000円以上のご寄付より返礼をしております。皆さまのご支援、ご協力をお待ちしております。

◆お問合せ先 企画政策課



道の駅 「吉野路黒滝」に 電気自動車用 充電器の設置

3月6日（火）より、道の駅「吉野路黒滝」の駐車場内の電気自動車用急速充電器が運用開始されました。県内の道の駅にも順次設置が進んでおり、山間部へも電気自動車のバッテリー切れを心配することなくドライブができます。充電器の場所は、駐車場の青の看板が目印です。



入札結果

◆入札日2月23日

道路維持修繕工事

○落札者

株式会社

Daiwa Create

○落札金額（消費税込）

1,979,640円

○工期 平成30年3月30日まで

黒滝村教育委員会事務局及び黒滝村立黒滝こども園デジタル複合機更新賃貸借

○落札者

シャープファイナンス株式会社

大阪支店

○落札金額（消費税込）

月額 27,324円

○納入期限…平成30年3月末日

○賃貸借期間

納品検査終了後60ヶ月

黒滝村教育委員会事務局電話交換設備更新賃貸借

○落札者

シャープファイナンス株式会社

大阪支店

○落札金額（消費税込）

月額 21,924円

○納入期限…平成30年3月末日

○賃貸借期間

納品検査終了後60ヶ月

◆入札日3月2日

林道開設工事に伴う測量設計業務委託

○落札者

株式会社森林コンサルタント

奈良営業所

○落札金額（消費税込）

4,816,800円

○履行期間

平成30年3月31日まで

軽自動車税の減免

運転者が身体障がい者等である場合や、身体障がい者等のために生計同一者が軽自動車を運転する場合の税金については、身体障害者手帳等に記載の障がいの程度により減免が受けられます。

- ◆申請期間 4月20日（金）まで
- ※軽自動車税の納期限前7日まで
- ◆必要な書類
- ①軽自動車税減免申請書（窓口で記載）
- ②自動車検査証
- ③身体障害者手帳等
- ④運転される方の運転免許証
- ⑤納税通知書
- ⑥車内の写真（車内の構造が専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車の場合）
- ◆お問合せ先 住民生活課



国税職員募集のお知らせ

- 平成30年度国税専門官採用試験
- ◆受験資格
- ・昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれの人
- ・平成9年4月2日以降生まれの人で次に掲げるもの
- ①大学を卒業した者及び平成31年3月までに大学を卒業する見込みの人
- ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める人
- ◆試験の程度 大学卒業程度
- ◆申込受付期間
- 3月30日（金）～4月11日（水）
- 原則として、インターネット申込みとなります。
- ・インターネット申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
- ◆試験日
- 第1次試験 6月10日（日）
- 第2次試験
- 7月11日（水）～7月19日（木）

犬の登録及び狂犬病予防注射

みんなの迷惑のもとになる放し飼いはやめましょう！

飼い主の皆様へ

4月19日（木）に狂犬病予防注射を行います。犬を飼っておられる方は最寄りの会場で受けてください。

また、暴れたり噛み傷を与える恐れのある犬については、口輪をはめるなどの適切な処置をされたうえ、犬に慣れている方が同行してください。なお、手数料は次のとおりです。

○注射にかかる手数料		3,200円
（内訳）		
注射手数料	2,650円	
注射済票交付手数料	550円	
○登録手数料	3,000円	

◆愛犬には登録を！

現在、犬の登録は一生に一回となっています。登録を行っていない犬は、「野犬」と判断されかねませんので、まだ登録をされていない方はこの機会にぜひ登録を行ってください。

また、飼い犬が死亡したとき、飼い主や住所が変わったときなどは、必ず役場へ届けてください。

※犬を手放したい方は、事前に役場または吉野保健所に相談してください。なお、当日の引き取りはいたしません。

◆お問合せ先 住民生活課 吉野保健所

☎52・0551

◆狂犬病予防注射：4月19日（木）◆

実施時間	実施場所	実施時間	実施場所
10:00～10:05	笠木老人憩の家前	13:10～13:25	槇尾瀧光寺前
10:15～10:20	桂原（辰己商店前）	13:35～13:45	鳥住（鳥住集会所前）
10:30～10:35	蛇ヶ谷	13:50～13:55	脇川（脇川集会所前）
10:40～10:55	長瀬集会所前	14:05～14:15	川戸老人憩の家前
11:05～11:15	栗飯谷正西寺前	14:25～14:40	赤滝集会所前
11:25～11:30	御吉野（中辻銘木店前広場）	14:50～15:00	上中戸老人憩の家
11:35～11:45	堂原（榊田様宅前）	15:05～15:15	黒滝村役場駐車場
11:50～12:00	寺戸（泉の広場）		

国民健康保険税率の改定のお知らせ

奈良県では、平成30年度からの国民健康保険事業の県単位化により平成36年度には県保険税率の標準化を目指します。黒滝村においても平成36年度にむけて段階的に改定していきます。みなさまのご理解、ご協力を賜りますようお願い致します。

■平成30年度の保険税率

	医 療 分		後 期 支 援 分		介 護 分	
	改 定 前	改 定 後	改 定 前	改 定 後	改 定 前	改 定 後
平 等 割 額 （1世帯にかかる額）	25,200円	23,400円	7,800円	8,000円	8,400	—
均 等 割 額 （1人にかかる額）	25,000円	25,400円	5,800円	7,800円	7,200	15,800円
所 得 割 額 （所得額に対して）	7.80%	7.70%	1.95%	2.70%	1.50%	2.60%
資 産 割 額 （固定資産税額に対して）	84.00%	42.00%	6.50%	—	8.20%	—

◆お問合せ先 保健福祉課

後期高齢者医療保険から平成30・31年度
保険料率改定のお知らせ

○法律に基づき2年ごとに保険料率が見直されます。

◎保 険 料 率 に つ い て

■保険料率

(現行)平成28・29年度	(改正後)平成30・31年度
・均等割額 44,800円	・均等割額 45,200円
・所得割率 8.92%	・所得割率 8.89%

◎保険料の計算方法

均等割額	+	所得割額	=	保険料 (年額)
45,200円		(総所得額-33万円) × 8.89%		限度額 57万円

◎保 険 料 の 軽 減 に つ い て

平成30年度以降の保険料軽減措置について

1. 所得の少ない被保険者に対する軽減措置

所得の低い方は、世帯（世帯主及び被保険者）の所得水準に応じて次のように保険料が軽減されます。

【均等割額軽減の基準】

世帯（世帯主及び被保険者）の総所得金額等（医療費控除や社会保険料控除等各種控除をする前の額）により判定します。

基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、「被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯(その他各種所得がない場合)

⇒ 9割軽減

基礎控除額(33万円)を超えない世帯

⇒ 8.5割軽減

基礎控除額(33万円)+ 27.5万円 × 世帯に属する被保険者数
を超えない世帯

⇒ 5割軽減

基礎控除額(33万円)+ 50万円 × 世帯に属する被保険者数
を超えない世帯

⇒ 2割軽減

※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から上限15万円が控除されます。

※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合、その世帯主の所得も軽減判定の対象となります。

※軽減判定は4月1日（4月2日以降新たに加入した場合は加入した日）の世帯の状況で行います。

2. 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(健康保険組合や共済組合などの医療保険[市町村国保や国保組合は対象となりません])の被扶養者であった方は、所得割がかからず、均等割額の5割軽減となります。ただし、上記1の9割軽減、8.5割軽減が適用される場合は、そちらを優先します。

3. 所得割軽減の廃止

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方の所得割軽減が廃止されます。(年金収入のみの場合、153万円超211万円以下の方)

(現行) 賦課のもととなる所得金額が 58万円以下 のとき 所得割額 2割軽減

(改正後) 軽減廃止

◆お問合せ先 保健福祉課

介護保険の平成30～32年度保険料率改定のお知らせ

第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定に伴い保険料率が見直されます。

介護保険料は、基準額をもとに、本人や世帯の所得状況に応じて段階的に決められています。

本改定につきまして、みなさまのご理解、ご協力を賜りますようお願い致します。

基準額 (年額)	=	介護保険の給付に係る費用総額 × 65歳以上の人の負担分 (23%)
92,400円		本村の65歳以上の人数

■第7期介護保険事業計画における介護保険料額

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	年額
第1段階	生活保護被保護者 世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が80万円以下の人	基準額×0.45	41,580円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人年金収入等が80万円超120万円以下の人	基準額×0.75	69,300円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人年金収入等が120万円を超える人	基準額×0.75	69,300円
第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、 本人年金収入等が80万円以下の人	基準額×0.90	83,160円
第5段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、 本人年金収入等が80万円を超える人	基準額×1	92,400円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	110,880円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.3	120,120円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.5	138,600円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上の人	基準額×1.7	157,080円

◆お問合せ先 保健福祉課

黒滝村職員の給与等の概要

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 の状況（H29 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数15年～ 20年未満	経験年数20年～ 25年未満	経験年数25年～ 30年未満
一般行政職	大 学 卒	303,700 円	327,000 円	370,300 円
	高 校 卒	269,700 円	301,300 円	—
技能労務職	高 校 卒	249,400 円	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

（H29 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補・主事	6 人	21.4 %	142,600 円	247,100 円
2 級	主事	1 人	3.6 %	192,700 円	303,800 円
3 級	課長補佐・係長	10 人	35.7 %	228,900 円	349,600 円
4 級	課長・課長補佐	5 人	17.9 %	262,000 円	380,600 円
5 級	参事・課長	6 人	21.4 %	288,000 円	392,600 円

- （注） 1 黒滝村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

黒 滝 村		国	
1人当たり平均支給額（28年度）		1,320 千円	—
（平成28年度支給割合） 期末手当 2.6月分 （1.45月分） 勤勉手当 1.7月分 （0.8月分）		（平成28年度支給割合） 期末手当 2.6月分 （1.45月分） 勤勉手当 1.7月分 （0.8月分）	
（加算措置の状況） 加算措置なし		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20％ 管理職加算 10～25％	

（注） （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（H29 年 4 月 1 日現在）

黒 滝 村			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.58250月分	勤続25年	29.145月分	34.58250月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.590月分	49.59月分	最高限度額	49.590月分	49.59月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2％～20％加算） 1人当たり平均支給額			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2％～20％加算） 1人当たり平均支給額		
809千円			22,825千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度及び27年度に退職した職員に支給された平均額です。

村職員の給与・定員管理等を公表します

黒滝村職員の給与・定員管理等の状況を知っていただくために、その概要を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 （H27年度末）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A
28年度	人 745	千円 1,411,971	千円 84,767	千円 323,670	% 22.92

（注）人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B／A
		給 料	職員手当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
28年度	人 34	千円 120,506	千円 21,367	千円 44,266	千円 186,139	千円 5,475

- （注） 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成 28 年 4 月 1 日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）

平成28年度	93.0
平成29年度	93.2

（注）ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（H29 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.4 歳	302,900 円	376,100 円
技能労務職	48.3 歳	255,100 円	294,900 円

- （注） 1. 「平均給料月額」とは、平成 29 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 職員の初任給の状況（H29 年 4 月 1 日現在）

区 分		黒滝村	国
一般行政職	大 学 卒	179,200 円	179,200 円
	高 校 卒	147,100 円	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	144,500 円	—
教 育 職	大 学 卒	200,600 円	—
	短 大 卒	176,400 円	—

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成28年	平成29年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	
		総 務	11	12	1	休職職員の補充
		税 務	3	3	0	
		民 生	2	2	0	
		衛 生	3	3	0	
		農 水	2	2	0	
		商 工	0	0	0	
		土 木	3	3	0	
		計	25	26	1	
	教 育 部 門		9	8	▲1	こども園職員1人退職
	消 防 部 門		0	0	0	
	小 計		34	34	0	
公 営 会 計 部 門 公 営 企 業 等	病 院 下 水 道 其 他	3	3	0		
		1	1	0		
		2	2	0		
小 計		6	6	0		
合 計			40 [50]	40 [50]	0	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 職員数の推移

(単位：人)

部 門 別 \ 年 度	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	過 去 5 年 間 の 増 減 数
一 般 行 政	25	24	23	25	25	26	1
教 育	11	12	10	9	9	8	▲3
普 通 会 計 計	36	36	33	34	34	34	▲2
公 営 企 業 等 会 計 計	5	6	6	6	6	6	1
総 合 計	41	42	39	40	40	40	▲1

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(3) 時間外勤務手当

	H28年度決算	H27年度決算
支給実績	3,854 千円	4,488 千円
職員1人当たり平均支給年額	297 千円	408 千円

(4) その他の手当 (H29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (H28年度決算)
扶 養 手 当	・配偶者・・・・・・・・・・10,000円 ・子・・・・・・・・・・8,000円 ・父母等・・・・・・・・・・6,500円 ・配偶者なし1人(子)・・・・10,000円 ・配偶者なし1人(父母等)・・9,000円 ※満16歳から22歳の子1人につき5000円の加算	同	—	5,254千円	238,800円
住 居 手 当	・借家・・月額12,000円を超える家賃を支払う職員に対し、負担している家賃の額に応じ、上限額27,000円まで支給	同	—	1,496千円	213,600円
通 勤 手 当	・交通機関利用者 1か月あたりの最高支給限度額55,000円 ・交通用具(自動車など)使用者 片道2km以上の使用距離に応じて支給	同	—	4,925千円	136,800円
管理職手当	・参事 給料月額の100分の10 ・課長級 給料月額の100分の8 ・課長補佐級 給料月額の100分の6	異	支 給 額	5,127千円	320,400円

5 特別職の報酬等の状況 (H29年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	村 長	420,000 円		
	副 村 長	460,000 円		
	教 育 長	420,000 円		
報 酬	議 長	240,000 円		
	副 議 長	180,000 円		
	議 員	170,000 円		
期 末 手 当	村 長	(28年度支給割合)		
	副 村 長	3.25 月分		
	議 長	(28年度支給割合)		
退 職 手 当	副 議 長	3.00 月分		
	議 員			
	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 村 長	420,000円×520/100×勤続年数	8,736,000円	任期满后時
教 育 長	副 村 長	460,000円×330/100×勤続年数	6,072,000円	任期满后時
	教 育 長	420,000円×240/100×勤続年数	4,032,000円	任期满后時

(注)退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

妊娠判定受診料
補助事業について

村民税非課税世帯の住民を対象に、村が妊娠判定に要する費用（上限基準額、補助回数制限あり）を公費で負担します。申請の手続きは、保健福祉課で行います。

◆お問合せ先 保健福祉課

はつらつ教室

高齢者の皆さんが、いつまでも元気で、いきいきと生活していけるよう、運動機能を高める体操を中心にした介護予防教室です。運動指導員や理学療法士、保健師など専門のスタッフがいます。

楽しく参加していただけるよう工夫していますので、参加している方々は、毎週楽しみにしてくださっているようです。

「運動に自信がない」とお思いの方！まわりの人に無理に合わせようとせず、マイペースにできるところからはじめていきましょう。

◆開催日

5月11日～11月30日までの
毎週 金曜日（計20回）

※7月中旬～8月末まではお休みとさせていただきます。

◆時間

①または②のどちらかをお選びください。なお、ふれあいバスの利用にご協力ください。

①午前コース

（午前9時～10時30分）

②午後コース

（午後1時30分～3時）

◆内 容 介護予防に効果のある運動や講話、健康相談、体力測定

※今年度から1年間を通してのプログラムとしています。

◆場 所 旧中学校（堂原）

2階

◆対象者

村内在住の65歳以上の方

※要介護認定を受け、サービス利用中の方は除きます。

◆定 員 各コース25名

※定員を超えた場合は、抽選を行います。

◆申込先・締切

保健福祉課・4月6日（金）

※はつらつ教室の場所は旧中学校（堂原）となりますが、午前・午後共にふれあいバスが校門まで乗り入れて停車してくれます。

男性料理倶楽部の
ご案内

今回のテーマは『春のご馳走料理』です。チラシ寿司など、春らしいメニューを考えています。

◆対 象 村内在住の成人男性

◆日 時 4月18日（水）

午前9時～

◆場 所 デイサービスセンター

◆会 費 1,000円

※当日、お持ちください

◆持参品 エプロン、三角巾の

代用品となるもの

◆申込み締切 4月11日（水）

◆お申込・問合せ先

社会福祉協議会

☎62・2850

平成30年度黒滝村元気ふれあい活動
ポイント制度が始まります！

60歳以上の方、または障害者手帳等をお持ちの方を対象に、今年度も「元気ふれあい活動ポイント制度」を実施します。皆さんが取り組む様々な生きがいがづくり、健康づくりを「元気ふれあいポイント」として貯めることができます。みんなでポイントを貯めて地域商品券をもらいましょう。対象者にはポイント手帳を送付します。

◆お問合せ先 保健福祉課



図書室だより

中央公民館図書コーナーには約5,300冊の本があります。あなたの探している本もあるかもしれませんので、どしどしご利用ください。

■貸し出し日 月～金曜日（祝日は休み）

■貸し出し期間 2週間

※ただし、それ以上になる場合は、教育委員会へ連絡してください。

■今月のおすすめ

（児童書）三銃士

デュマ 原作 榊原 晃三 訳・文

4月23日は“子ども読書の日”。そこで今回は、児童文学の名作「三銃士」を紹介します。

舞台は17世紀フランス。銃士になることを夢見る田舎貴族のダルタニャンは、ひょんなことから三銃士として名をはせるアトス、ポルトス、アラミスと出会い、次第に友好を深めていきます。

そして、王妃アンヌが枢機卿（すうきけい）リシュリューの罠にはめられていることを知ったダルタニャンは、彼女を救うため、三銃士とともにロンドンを目指すことになります。

読んでいてドキドキハラハラすること間違いなしの作品ですので、ぜひ、ダルタニャンと三銃士の活躍をその目で確かめてみてください。



てんいち先生



黒滝村人権・同和問題啓発活動推進本部

毎月11日は
【人権を確かめあう日】
です

人権とは、人間が幸せに生きていく権利です。

すべての人間が生まれながらに持っている基本的な権利です。

人口・世帯数
(3月1日現在)

男	350人	(+1)
女	381人	(-2)
計	731人	(-1)
世帯	370世帯	(-3)

村の施設の電話番号
市外局番(0747)

役 場	62-2031
I P 電話【0747-68-9200 ～ 9203】	
防災無線電話音声対応サービス (専用ダイヤル)	62-9010
教育委員会	62-2314
I P 電話【0747-68-9204】	
診 療 所	62-2747
I P 電話【0747-68-9700】	
歯科診療所	62-2621
デイサービスセンター (社会福祉協議会)	62-2850
I P 電話【050-5000-6127】	
こもれびホール	62-2280
黒滝駐在所	62-2034

観光施設に関することは、
観光施設指定管理者
(株)黒滝森物語村 62-2770

くろたきテレビ
11ch で放映中

11ch では、村からの様々な
お知らせを掲載しています
ので、ぜひご視聴ください。

奈良県立大淀養護学校見学会・体験学習

奈良県立大淀養護学校では、知的障害のある幼児の保護者
や児童・保護者等に対して、本校の教育についての理解と認
識を深めていただくために、見学会・体験学習等を次のとお
り行います。

◆小学部見学会

- ・対象 知的障害のある幼児の保護者
5月24日(木) 午前9時30分～正午
(平成32年度就学予定)
- 5月25日(金) 午前9時30分～正午
(平成31年度就学予定)

◆中学部 第1回体験学習

- ・対象 知的障害のある小学6年生とその保護者、小学校の
教員ほか
6月6日(水) 午前9時30分～正午

◆教育相談日

お子様の日常指導・教科指導等特別支援教育についての相
談等がありましたら、ご利用ください。事前にお申込みが必
要です。日程や時間を調整させていただきます。

◆お問合せ先 奈良県立大淀養護学校

吉野郡大淀町下淵414-1

☎0747 - 52 - 7655

FAX 0747 - 52 - 8620



黒滝村村民憲章

わたくしたちは、黒滝村の
よさを活かし、先人の努力に
学び、知恵と心を結集し、明
るく豊かで活力ある村づく
りをめざしてこの憲章を制定
します。

・豊かな自然をまもり、より
住み良い生活環境づくりに努
めうるおいとやすらぎのある
村をつくりましょう。

・互いの人権を尊重しあい、
やさしさとあたたかさにみち
た村をつくりましょう。

・郷土の文化遺産を大切にし、
若い力をはぐくみ、生涯学習
のふくらむ村をつくりましょ
う。

・勤労を尊び、産業の振興に
努め、未来を拓く活力ある村
をつくりましょう。

・長寿のよろこびをみんなで
支え、健康で生きがいのもて
る福祉の村をつくりましょ
う。

